

委第7号議案

つくば市議会請願条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和5年11月30日

提出者 議会運営委員長 黒田 健祐

つくば市議会請願条例の一部を改正する条例

つくば市議会請願条例（平成16年つくば市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「同意」を「許可」に改め、同条第2項中「承認」を「許可」に改め、同条第3項中「第1項の同意又は前項の承認」を「前2項の許可」に改める。

第8条第1項中「同意」を「許可」に改め、同条第2項中「承認」を「許可」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

文言の整理を行うため、所要の改正を行うものである。

つくば市議会請願条例（平成16年つくば市条例第27号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第5条（略） （請願の訂正又は撤回）</p> <p>第6条 請願者は、会議の議題となった請願を訂正し、又は撤回しようとするときは、議会の<u>許可</u>を得なければならない。</p> <p>2 請願者は、会議の議題となっていない請願を訂正し、又は撤回しようとするときは、議長の<u>許可</u>を得なければならない。</p> <p>3 請願者は、<u>前2項の許可</u>を得ようとするときは、あらかじめ紹介議員の承諾を得なければならない。</p> <p>第7条（略） （紹介の取消し）</p> <p>第8条 紹介議員は、会議の議題となった請願について、表決の前に限り、付託された委員会の承認を得た上で議会の<u>許可</u>を得て紹介を取り消すことができる。</p> <p>2 紹介議員は、会議の議題となっていない請願について、議長の<u>許可</u>を得て紹介を取り消すことができる。</p> <p>3（略）</p> <p>第8条の2（以下略）</p>	<p>第1条—第5条（略） （請願の訂正又は撤回）</p> <p>第6条 請願者は、会議の議題となった請願を訂正し、又は撤回しようとするときは、議会の<u>同意</u>を得なければならない。</p> <p>2 請願者は、会議の議題となっていない請願を訂正し、又は撤回しようとするときは、議長の<u>承認</u>を得なければならない。</p> <p>3 請願者は、<u>第1項の同意又は前項の承認</u>を得ようとするときは、あらかじめ紹介議員の承諾を得なければならない。</p> <p>第7条（略） （紹介の取消し）</p> <p>第8条 紹介議員は、会議の議題となった請願について、表決の前に限り、付託された委員会の承認を得た上で議会の<u>同意</u>を得て紹介を取り消すことができる。</p> <p>2 紹介議員は、会議の議題となっていない請願について、議長の<u>承認</u>を得て紹介を取り消すことができる。</p> <p>3（略）</p> <p>第8条の2（以下略）</p>